

日本産業衛生学会旧登録産業看護師からの移行がまだお済みでない方へ

産業保健看護専門家制度移行認定申請手続きについて

日本産業衛生学会
産業保健看護専門制度委員会

日本産業衛生学会では、産業看護職の新しい専門制度である産業保健看護専門家制度を平成 27 年 9 月より運用開始いたしました。すでに旧制度である日本産業衛生学会産業看護部会登録産業看護師からの移行者含め約 9 6 0 名が、本制度の登録者、専門家、上級専門家となっています。

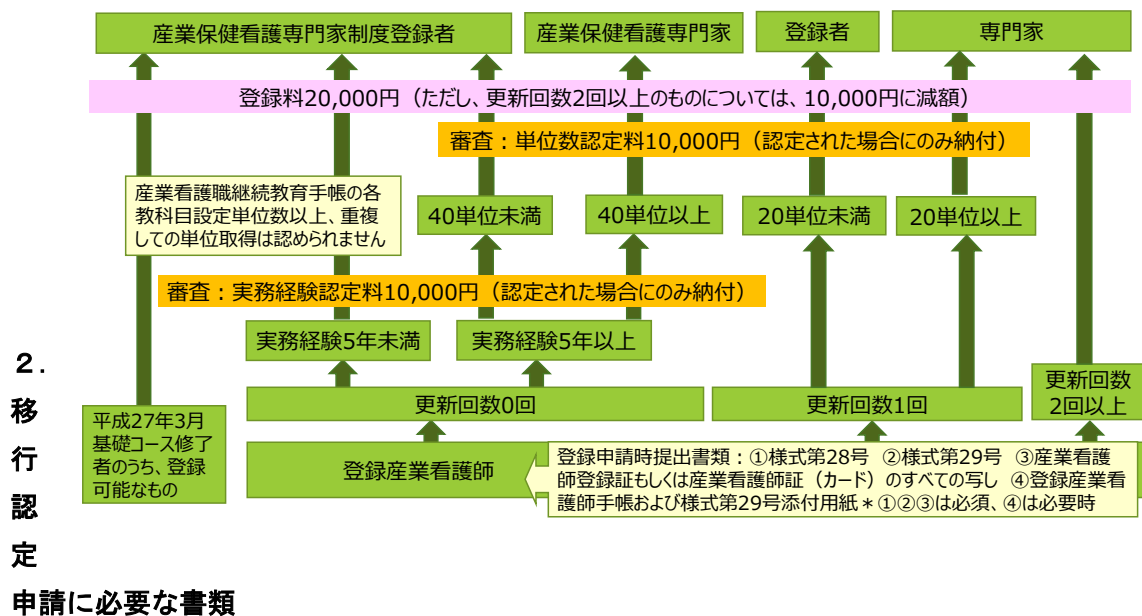
このたび新制度への移行期日が 2017 年 1 2 月末までとなりましたので、お知らせいたします。新制度への移行を希望される方は、下記の要領に従い 1 2 月末日までに認定申請されますようお願いいたします。

記

1. 移行認定が可能な新制度資格と必要な要件

- (1) 旧制度で登録産業看護師を 2 回以上更新している方
⇒ 産業保健看護専門家（以下専門家）に認定可能です。
- (2) 旧制度で登録産業看護師を 1 回更新している方
⇒ 20 単位（重複なし）以上取得している場合、審査後専門家に認定可能です。
取得単位が不足している場合は、産業保健看護専門家制度登録者（以下登録者）へ認定されます。
- (3) 旧制度で登録産業看護師を一度も更新していない方で実務経験年数 5 年以上の方
⇒ 40 単位（重複なし）以上取得している場合、審査後専門家に認定可能です。
取得単位が不足している場合は、登録者へ認定されます。
- (4) 旧制度で登録産業看護師を一度も更新していない方で実務経験年数 5 年未満の方
⇒登録者へ認定されます。
* 新制度への移行認定申請は、日本産業衛生学会の会員であることが必須条件です。

現制度から新制度への移行フロー



<旧制度の書類について>

- 「産業看護師登録証（登録証）」とは、産業看護師の新規登録および更新の際に理事長名で発行されたA4版の賞状タイプの登録証のことで、す。
- 「産業看護師証（カード）」とは、登録証と同様に、新規登録と更新の際に発行された免許証サイズの金色のプラスチック製の写真付きカードのことで、す。

(1) 全申請者共通書類

- 1) 新制度移行専用履歴書（様式第28号）
- 2) 産業保健看護専門家制度移行認定申請書（様式第29号）
- 3) 第1種衛生管理者免許証の写し（看護師のみ）

*旧制度において、第2種衛生管理者免許証の写しの提出者が若干数あります。該当者にのみ提出していただくと確認作業が煩雑になるため、看護師の方全員に提出をお願いいたします。

(3) 登録産業看護師を2回以上更新している方に必要な書類

- 1) 産業看護師登録証（以下登録証）もしくは産業看護師証（以下カード）のすべて（初回登録と更新毎に発行された登録証もしくはカード）の写し（更新回数+1枚）
- 2) 1)の全部または一部が提出できない場合は、産業看護職継続教育手帳および取得単位申請用紙（様式第29号添付用紙）

(4) 登録産業看護師を1回のみ更新している方に必要な書類

- 1) 産業看護師登録証もしくは産業看護師証（カード）のすべて（初回登録と更新の際に発行された登録証もしくはカード）の写し（更新回数+1枚）
- 2) 産業看護職継続教育手帳および取得単位申請用紙（様式第29号添付用紙）

(5) 登録産業看護師を一度も更新していない方で実務経験年数5年以上の方に必要な書類

- 1) 産業看護職継続教育手帳および取得単位申請用紙（様式第29号添付用紙）

*実務経験については、新制度移行専用履歴書（様式第28号）の下欄に産業保健看護に係る実務経験を必ず記入してください。

(6) 登録産業看護師を一度も更新していない方で実務経験年数5年未満の方に必要な書類

1) 産業看護師登録証もしくは産業看護師証(カード)の写し

2) 1)が提出できない場合は、産業看護職継続教育手帳

*実務経験については、新制度移行専用履歴書(様式第28号)の下欄に産業保健看護に係る実務経験を必ず記入してください。

3. 単位申請用紙(様式第29号添付用紙)を記載・提出する際の注意点について

(1) 登録産業看護師の更新が1回以下の方、および更新を証明するもの(登録証もしくはカード)の写しを提出できない方は、手帳と単位申請用紙を必ず提出してください。

(2) 手帳に押印された単位および受講証明書等で取得を証明できる単位を、単位申請用紙のそれぞれの欄に記載してください。

(3) 旧制度の単位は、手帳の項目・教科目名の後に括弧内に記載された数字が、その教科目の必要単位数となります。証明印の押印枠数ではありませんのでご注意ください。

(4) 教科目の必要単位数(括弧内の数字)以上の押印があっても、超過した分は取得単位とは認められませんので、括弧内の数を取引単位としてご記入ください。

(5) 手帳の更新手続き中など諸事情で、受講後押印できなかった単位については、受講証明書等の単位取得を証明できる書類を必ず添付してください。

4. 申請方法

(1) 申請先 公益社団法人日本産業衛生学会産業保健看護専門家制度事務局

〒160-8306 東京都新宿区西新宿 5-25-11 和光堂西新宿ビル2階

株式会社日本小児医事出版社内

E-mail : senmonkaseido@tau.ac.jp

封筒の表書きに専門家申請・登録者申請の別を朱書きで記載するか、文末の表書き記入例を貼付し、どちらかにチェックを入れて送付してください。

(2) 移行認定申請受付 平成29年12月末日締切

(3) 審査結果 審査結果(新制度資格)については、事務局において書類審査後、産業保健看護専門家制度委員会で承認された結果を郵送にてお知らせいたします。登録方法と登録料については、更新回数等の要件により決定されますので、審査結果と併せてご連絡いたします。

5. その他

(1) 産業保健看護専門家制度に関する最新情報は、本HPでご案内いたします。

(2) 移行登録申請書類のうち旧制度の手帳については、登録終了後お返しする予定です。

(3) 新制度は事務局が変更となっております。移行認定申請についてのお問い合わせは、新事務局へお願いいたします。旧制度に関しては、産業看護部会HPへお問い合わせください。

以上

〒 160-8306

東京都新宿区西新宿 5-25-11 和光堂西新宿ビル2階

株式会社日本小児医事出版社内